

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

保健福祉課

○ 岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

林政課

（以上県例規集登載）

### 【告示】

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 保安林の指定の解除

〃

○ 保安林の解除予定

〃

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

〃

### 【公告】

○ 一般競争入札の実施

危機管理課

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

県民生活交通課

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興課

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

○ 随意契約の相手方の決定

警察本部会計課

### 【交通安全対策会議】

○ 岡山県交通安全計画の作成

交通安全対策会議

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第三十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一（一）の項2中「二、六二一、〇〇〇円」を「二、六六〇、〇〇〇円」に改め、同表（二）の項1中「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に改め、同表（三）の項中「一八、三〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「三〇、二〇〇円」を「三〇、四〇〇円」に、「二一、三、五〇〇円」を「二一、三、七〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「三九、五〇〇円」に、「三四、六〇〇円」を「三四、九〇〇円」に、「五四、六〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「四一、五〇〇円」を「四一、八〇〇円」に、「六三、八〇〇円」を「六四、三〇〇円」に、「五二、六〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、「八〇、三〇〇円」を「八〇、九〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、一〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一一二、六〇〇円」を「一一二、七〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、一〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「二一、二〇〇円」を「二一、四〇〇円」に、「一八、五〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表（六）の項中「五六七、〇〇〇円」を「五七六、〇〇〇円」に改め、同表（八）の項中「若しくは」を「又は」に、「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学部生徒」を「中学部の生徒」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表（九）の項中「二〇八、七〇〇円」を「二一〇、四〇〇円」に、「一六七、〇〇〇円」を「一六八、三〇〇円」に改め、同表<sup>〔三〕</sup>の項中「一三四、三〇〇円」を「一三四、八〇〇円」に改める。

別表第二中「二〇、〇〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に、「一五、二〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一六、一〇〇円」に、「一八、九〇〇円」

平成28年5月20日 岡山県公報 第11788号

を「一九、九〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第三十九号

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岡山県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十八条第一項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第二項中「支払の猶予」を「支払の猶予」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

笠岡市高島字高須奥百町四九七〇、四九七三、四九七四、四九七八から四九八三ま

で

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高須奥百町四九八一・四九八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び笠岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市児島由加字長谷三一九〇の二、三一九八の四、三一九八の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

瀬戸内市邑久町虫明字ドン々山二二一の四、二二四の四、字トロ々山二二七の四、二二八の三、二二九の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島由加字西谷二八五八の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養かん

三 解除の理由

指定理由の消滅

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島由加字西谷二八五八の一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅



◎岡山県告示第三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

備前市蕃山字持田一三六九の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔一九四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

中央省庁との通信機能強化業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成29年3月17日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成28年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第46号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「1建物等の保守管理」、小分類が「4無線通信設備保守」であり、格付区分がAであるものであること。

(2) 平成17年度以降、元請負人として、この公告に示した業務と同等規模以上の都道府県防災行政無線システムの構築又は改修の請負実績を有する者であること。

# 号 1788 第 1 岡山県公報 日 20 月 5 年 28 平成

- (3) 電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項第4号に規定する第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第1号に規定する第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者が在籍しており、適宜この公告に示した業務について補助又は支援の体制をとることができること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続  
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
  - (1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県総務部財産活用課庁舎管理班  
電話 (086) 226-7238
  - (2) 申請書の提出期限  
平成28年6月3日（金） 正午
- 4 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課防災通信班

電話 (086) 226-7294

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年5月20日(金)から同年6月3日(金)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ250グラム以上500グラム未満であるので、注意すること。

なお、入札説明書等のうち、仕様書を除くものについては、岡山県危機管理課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年7月1日(金) 午後1時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、同年6月30日(木)午後4時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出

を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を平成28年6月3日(金)午後4時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。  
また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金  
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他  
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :  
Functional enhancement of radio communications for disaster prevention  
and administration

(2) Contract period :

From contract date through 17 March 2017

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:30 P.M. 1 July, 2016

(tenders sent by mail must be received by 4:00 P.M. 30 June, 2016)

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Crisis Management Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, 700-8570, Japan

TEL 086-226-7294

〔一九五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人キープさずな

三 代表者の氏名

高木 慎二

四 主たる事務所の所在地

総社市真壁一二三九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に根ざした、心ある高齢者の日常生活支援及び老人性うつ病・認知症の予防と早期発見等に関する事業を行い、人の尊厳を守り身体障害者及び高齢者が安心安全に暮らせる、住みよい環境づくりと福祉増進に寄与することを目的とする。

平成28年5月20日 岡山県公報 第11788号

〔一九六〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市	新見市	高梁市	岡山市	調査を行った者の名称
平成二十六年五月 平成二十七年八月	平成二十六年五月 平成二十七年十月	平成二十六年四月 平成二十八年一月	平成二十六年四月 平成二十八年一月	調査を行った期間
新見市 地籍図及び 地籍簿	新見市 地籍図及び 地籍簿	高梁市 地籍図及び 地籍簿	岡山市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
大佐小阪部の一部	高尾の一部	中井町西方の一部	北区建部町の一部	調査を行った地域
平成二十八年五月九日	平成二十八年五月九日	平成二十八年五月九日	平成二十八年五月九日	認証年月日



# 平成28年5月20日 岡山県公報 第11788号

〔一九七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所	理事監 事の別
退任役員	就任役員	氏 名	氏 名		
美山川土地改良区		安藤 悦夫	小田郡矢掛町東三成五六六		理事
		川井 康男	内田二二		
		稲田 功	矢掛八七四		
		岡田 忍	上高末八二一―二		
		坂江 省二	下高末二七九九		
		武井 邦男	小林四七五		
		江木 正明	矢掛九一三		
		小坂 章一	二三二六		
		浅野 晃	東三成一四九七		
		多賀 等	三二六五		
		土田 正雄	上高末二〇八八一―一		
		守屋 一	内田八四八		
		守屋 直彦	矢掛五八三		
		竹内誠一郎	小林八〇六		
		赤澤 克支	矢掛二一九〇		
		森脇 公宏	東三成二八九八一―三		
		室山 博士	三三二九―二		
		三村 勝美	上高末八三九		
		笠原 通幸	内田五七一		
		岡田 正仁	一〇六三―二		
		武井 守雄	小林四五八		

津野熊利太  
渡邊 勝美  
狩山晋太郎

武 智	江木 幸雄	妹尾 正孝	井辻喜代次	狩山晋太郎	藤原 邦夫	山部 智裕		丸川 辰夫	竹内 義男	浅野 伸夫
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 一〇九九	矢掛八〇九	〃 一〇七八	〃 二四七六	東三成一〇二九一	〃 一四一八	〃 三三四四十二	矢掛一三六〇	下高末二七一九一六	東三成一〇二九一	上高末一八一四
									小林一六七七	東三成九六四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	監 事	〃	〃	〃

# 平成28年5月20日 岡山県公報 第11788号

〔一九八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十八年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 調達件名

交通管制システム保守業務

## 二 契約期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

## 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部交通規制課

岡山県岡山市北区内山下二丁目二番六号

## 四 契約の相手方を決定した日

平成二十八年三月二十五日

## 五 契約の相手方の氏名及び住所

住友電工システムソリューション株式会社

東京都文京区関口一丁目四三番五号

## 六 契約金額

六八、〇四〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、〇四〇、〇〇〇円）

## 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

## 八 随意契約の理由

政令第十条第一項第一号に該当するため

交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十五条第一項の規定により、岡山県交通安全計画を次のとおり作成した。

平成二十八年五月二十日

岡山県交通安全対策会議

会長 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 計画の名称

第十次岡山県交通安全計画

二 計画の期間

平成二十八年度から平成三十二年度まで

三 計画の内容

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、当該計画書を岡山県県民生活部くらし安全安心課において縦覧に供する。）